



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年7月16日火曜日 第21号

◇ 目 次 ◇ 規 則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 251

告 示

落札者等の告示.....（健康増進課）... 254

指定市町村事務受託法人の指定.....（長寿介護課）... 254

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（8件）.....（経営支援課）... 255

農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 259

土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 260

落札者等の告示.....（土木管理課）... 260

土地改良区の定款変更の認可（3件）.....（東予地方局農村整備課）... 260

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（"）... 260

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 260

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 261

正 誤

令和元年7月5日付け愛媛県報第18号愛媛県規則第9号（愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則）中.....（経営支援課）... 262

令和元年7月9日付け愛媛県報第19号外2愛媛県規則第10号（改元に伴う関係規則の整理に関する規則）中.....（私学文書課）... 262

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第10号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月16日

愛媛県知事 中村時広

麻薬及び向精神薬取締法施行細則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第1条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和40年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第14条関係） 費用徴収基準		別表（第14条関係） 費用徴収基準	
所得割の額の合算額	徴収月額	所得税額の合算額	徴収月額
564,000円以下	省略	1,470,000円以下	省略
564,001円以上	省略	1,470,001円以上	省略
注1 この表において「所得割の額の合算額」とは、負担義務者について措置入院のあつた月の属する年度（当該措置入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得		注1 この表において「所得税額の合算額」とは、負担義務者の前年分の所得税額（1月分から5月分までの費用徴収額を認定する場合にあつては、前前年分の所得税額）を合算した額をいう。	

割」という。)の額を合算した額をいう。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

(2) 負担義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該負担義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

(3) 負担義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

3 省略

4 省略

5 省略

2 省略

3 省略

4 省略

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用の徴収) 第11条 知事は、法第31条第1項の規定により入院に要する費用として別表の基準によつて認定した額を当該措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者(直系	(費用の徴収) 第11条 知事は、法第31条_____の規定により入院に要する費用として別表の基準によつて認定した額を当該措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者(直系

血族及び兄弟姉妹をいう。) (以下「負担義務者」という。) から徴収する。

2 省略

別表 (第11条関係)

費用徴収基準

所得割の額の合算額	徴収月額
564,000円以下	省略
564,001円以上	省略

注1 この表において「所得割の額の合算額」とは、負担義務者について措置入院のあつた月の属する年度(当該措置入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算した額をいう。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。
- (2) 負担義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該負担義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。
- (3) 負担義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
 - ア 地方税法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、0円とする。
 - イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当す

血族及び兄弟姉妹をいう。) (以下「負担義務者」という。) から徴収する。

2 省略

別表 (第11条関係)

費用徴収基準

所得税額の合算額	徴収月額
1,470,000円以下	省略
1,470,001円以上	省略

注1 この表において「所得税額の合算額」とは、負担義務者の前年分の所得税額(1月分から5月分までの費用徴収額を認定する場合にあつては、前前年分の所得税額)を合算した額をいう。

る者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則(次項において「新規則」という。)別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の措置入院に係る徴収月額(同項の規定の適用を受ける措置入院者に係る徴収月額を除く。)について適用し、施行日前の措置入院に係る徴収月額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続いて措置入院者である者であって、新規則別表の規定を適用することとした場合に新たに麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第59条の4の規定による費用の徴収(次項において「費用徴収」という。)を受けることとなるものに係る徴収月額については、第1条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則別表の規定による額を徴収月額とする。
- 4 前項の規定により費用徴収を受けた措置入院者の当該費用徴収の対象となった月後の措置入院に係る徴収月額については、同項の規定は、適用しない。
- 5 第2条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(次項において「新規則」という。)別表の規定は、施行日以後の措置入院に係る徴収月額(同項の規定の適用を受ける措置入院者に係る徴収月額を除く。)について適用し、施行日前の措置入院に係る徴収月額については、なお従前の例による。
- 6 施行日前から引き続いて措置入院者である者であって、新規則別表の規定を適用することとした場合に新たに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条第1項の規定による費用の徴収(次項において「費用徴収」という。)を受けることとなるものに係る徴収月額については、第2条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別表の規定による額を徴収月額とする。
- 7 前項の規定により費用徴収を受けた措置入院者の当該費用徴収の対象となった月後の措置入院に係る徴収月額については、同項の規定は、適用しない。

告 示

○愛媛県告示第315号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
抗インフルエンザウイルス薬(タミフル) 518 400カプセル	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年 7月 2日	東京都北区浮間五丁目5番1号 中外製薬株式会社 営業本部長 佐藤 綱則	97,682,112円	契約の相手方のみ調達できる物品であるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号の規定を適用し随意契約とした。
抗インフルエンザウイルス薬(イナビル) 85 400容器	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年 7月 2日	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号 第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳	73,930,780円	契約の相手方のみ調達できる物品であるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号の規定を適用し随意契約とした。

○愛媛県告示第316号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定した。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定市町村事務受託法人			受託事務を行う事務所		受託事務の種類	住宅サービス等の提供の有無	指 定 日 指 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
特定非営利活動法人 OAK	滋賀県大津市田辺町14番55号	陣 川 普 一	伊予市介護認定調査所	伊予市米湊1212番地5	介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務	なし	令和元年 6月1日

○愛媛県告示第317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町12番1号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	令和元年 7月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルナカ西条店	西条市福武甲963番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	令和元年 7月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ神拝店	西条市神拝西房甲175番地2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ氷見店	西条市氷見乙1184番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ東予店	西条市周布191番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第319号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ川之江店	四国中央市川之江町885番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	令和元年 7月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ三島店	四国中央市寒川町字神ノ木35番地5	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第320号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ今治松本店	今治市松本町五丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	令和元年 7月4日

		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			
マルナカ今治桜井店	今治市東村南一丁目甲46番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名			
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			
マルナカ今治駅前店	今治市大正町1丁目2番5号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名			
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第321号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マルナカ東石井店	松山市東石井六丁目489番1号 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	令和元年 7月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ中央通り店	松山市中央一丁目1番36号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ高岡店	松山市高岡町97番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ和泉店	松山市和泉北四丁目10番47号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ清住店	松山市清住二丁目10番3号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
マルナカ土居田店	松山市空港通一丁目3番13号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名				
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

マルナカ立花店	松山市中村五丁目5番15号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名			
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			
マルナカ北条店	松山市下難波甲227番地2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名			
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第322号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年7月16日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
マルナカ伊予店	伊予市灘町西355番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	令和元年 7月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第323号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田甲841番地2	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	令和元年 7月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第324号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲	株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一	平成28年 5月27日	令和元年 7月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第325号

令和元年6月11日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
山 崎 勝 幸	愛媛県松山市	愛媛県松山市庄甲10 24番1	115

小 林 裕 之	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町 大字中川原字横枕30 2番 1	1,345
服 部 隼	愛媛県八幡浜市	愛媛県八幡浜市穴井 2番耕地463番ほか 5筆	6,479

2 認可年月日
令和元年 7月 8日

○愛媛県告示第326号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和

○愛媛県告示第327号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	龍宮堰地区（内子町）	令和元年 5月 7日

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
建設事業総合管理システム 改修・移行業務 一式	愛媛県土木部土木管理 局土木管理課技術企画 室 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和元年 6月24日	富士通株式会社松山支店 愛媛県松山市永代町13番 地	41,030,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市大生院土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 7月16日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市高柳土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 7月16日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第330号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市下泉土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 7月16日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

○愛媛県告示第333号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年 7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年 7月16日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秦 達 史	西条市飯岡856番地

○愛媛県告示第332号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年 7月16日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 光 雄	新居浜市河内町2番28号

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-28)第9412号	平成29年 3月18日	(株)中予サービス	小池 一美	松山市森松町627-9	令和元年 6月7日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

(般 - 28)第15933号	平成28年 5月11日	笹方建築技術室	笹方 浩	松山市湯の山 8 - 3 - 12	令和元年 6月10日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 27)第17548号	平成27年 7月31日	萩山設備工業	萩山 州弘	松山市谷町甲141 - 3	令和元年 6月14日	管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 28)第11330号	平成28年 11月9日	(有)ウイズ	田中 光雄	松山市土居田町318 - 7	令和元年 6月14日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(特 - 29)第17764号	平成29年 8月2日	(株)伊予鉄高島屋	林 巧	松山市湊町 6 - 1 - 1	令和元年 6月17日	建築工事業、大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止
(般 - 26)第17374号	平成26年 8月12日	ピーエスティ企画	森田 伸二	松山市高木町274 - 4	令和元年 6月18日	防水工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 26)第17359号	平成26年 7月22日	(株)恭督	日野 司	東温市則之内乙2112 - 2	令和元年 6月19日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第16862号	平成28年 6月14日	岡田塗装商会	岡田 光幸	松山市鷹子町660 - 1	令和元年 6月28日	塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止 (法人成り)

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1220

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 7月16日

愛媛県人事委員会委員長職務代理者 大 内 由 美

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 43) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 10 (第 3 条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第 10 (第 3 条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
9 級	知事の事務部局	政策推進統括部長 部付 (9 級) 省略	9 級	知事の事務部局	_____ 部付 (9 級) 省略
	省略			省略	
2 ~ 8	省略		2 ~ 8	省略	

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 管理職手当に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 68) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
部 局	公 職	区分	部 局	公 職	区分
知事の事務部局	政策推進統括部長 本庁部長	1 種	知事の事務部局	_____ 本庁部長	1 種

	省略	
	省略	
省略		

備考 省略

	省略	
	省略	
省略		

備考 省略

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13-16)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条、第3条関係)		別表(第2条、第3条関係)	
機 関	職	機 関	職
省略		省略	
知事局	<p>政策推進統括部長 部長 営業本部長 防災安全統括部長 局長 営業副本部長 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員(秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、プロモーション戦略室及び調整管理係に属するものを除く。)、予算、庁舎管理及び庁内働き方改革の推進を担当するもの並びに人事係、給与係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)</p>	知事局	<p>部長 営業本部長 防災安全統括部長 局長 営業副本部長 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員(秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、プロモーション戦略室及び調整管理係に属するものを除く。)、予算、庁舎管理及び庁内働き方改革の推進を担当するもの並びに人事係、給与係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)</p>
省略		省略	
省略		省略	

備考 省略

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

令和元年7月5日付け愛媛県報第18号愛媛県規則第9号(愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇 所	誤	正
215	規則番号	愛媛県規則第9号	愛媛県規則第8号

○正 誤

令和元年7月9日付け愛媛県報第19号外2 愛媛県規則第10号(改

元に伴う関係規則の整理に関する規則) 中

ページ	箇 所	誤	正
1	規則番号	愛媛県規則第10号	愛媛県規則第9号